

九大経総第142号
平成22年2月22日

各 部 局 長 殿

事務局長 松元 昭憲

公印省略

公務出張により取得したマイレージの取扱いについて（通知）

役員及び職員が公務出張により取得した航空会社のマイレージについては、下記のとおり取扱うこととしますので、貴部局職員へ周知願います。

記

1. 公費により取得したマイレージの管理は、自己管理とする。
職員は、利用航空会社のホームページで公費により取得したマイレージの確認を適宜行い、それぞれの責任において適切に管理することとする。
2. 公費により取得したマイレージの私的使用は、自粛する。
3. 往復航空券等に交換できる一定基準以上の出張が見込まれる場合は、職員が自ら「特典航空券」へ交換を行い、出張旅費の経費削減の観点から本学旅費規程の範囲内で業務上の出張時に使用することとする。
4. この取扱いは、平成22年4月1日搭乗分から適用する。

担当部署 財務部経理課経理総括係
電話 4492, 8024, 8025

平成22年1月25日

マイレージの取扱いについて

1. 概要

各航空会社が航空機利用者に対し発行し付与しているマイレージについて、文部科学省から、公務出張に係るマイレージの取得及び使用について、国の取組みを参考に適切に対応するよう求められている。

これを受け、今後の本学における取扱いを定めるものである。

【参考】マイレージとは、航空会社が行っているマイレージサービスを指し、航空会社が定める規約により会員となった個人に、当該航空会社等の運行する航空機利用等によりポイントが付与され、一定以上のポイントに達すると無料航空券等の各種特典と引換えできるサービスを言う。

2. 経緯

平成19年以降、公務出張に際し取得したマイレージの利用について、国会で度々取上げられ、平成20年6月「国民の信頼確保の観点から、各府省において公費により航空機に搭乗した際のマイレージの取得及び使用の自粛を職員に徹底しつつ、公費節減の観点からどのような取扱いができるか検討する。」と内閣総理大臣が答弁。以後、内閣官房及び各府省において検討が開始された。

平成21年7月、財務省「予算執行状況調査」の結果が公表された。この中でマイレージの取扱いについては「独立行政法人など、国費が出張旅費の財源となっていると認められる場合については、公費節減の観点から、国の官庁の取組みを参考に、その利用に関する基準等を整備し、取得マイレージを私的に使用するのではなく、業務上の出張における活用を図ることにより、旅費の効率化に努めるべき。」と示された。

同年9月、文部科学省より「予算執行状況調査」の結果を踏まえて、国の取組みを参考に適切に対応するよう要請があった。

3. 国（文部科学省）の取組み

文部科学省においては、公務出張により取得したマイレージを活用することにより、出張者自らの出張経費節減が見込まれる場合には、専ら公用に使用するために作成する個人のマイレージカード（以下「公用カード」という。）を作成するものとし、公用カードは自らが管理し、公用カードに貯められたマイレージは、公務出張以外の目的には使用しないこととしている。また、公用カードを作成していない職員については、公務出張におけるマイレージの取得及び使用を自粛することとしている。

4. 本学の対応

(1) 現状

本学旅費システム(Q-HAT)の利用にあたっては、マイレージカードが必須であり、利用時にはマイレージが自動加算される。

既に多くの職員が各航空会社のマイレージカードを所有している。

(同一航空会社で各個人の2枚目となるマイレージカードは取得できない。)

既に多くの職員が所有しているマイレージカードは、個人情報及び私的情報が含まれるため、大学で直接管理することは適当でない。

個々の職員が取得又は使用したマイレージを、本学旅費システムでは把握することができないため、マイレージを大学が管理する場合は、個々の職員からの申告が必要であり、また、管理に要する業務が増大する。

(2) 今後の対応

公費により取得したマイレージの管理は、自己管理とする。

職員は、利用航空会社のホームページで公費により取得したマイレージの確認を適宜行い、それぞれの責任において適切に管理することとする。

なお、本学としては公用カード作成の義務化及び推奨はしないこととする。

公費により取得したマイレージの私的使用は、自粛する。

往復航空券等に交換できる一定基準以上の出張が見込まれる場合は、職員が自ら「特典航空券」へ交換を行い、出張旅費の経費削減の観点から本学旅費規程の範囲内で業務上の出張時に使用することとする。

この取扱いは、平成22年4月1日搭乗分から適用する。

平成 22年 4月 1日 より 適用	自己の適切な管理	• 取得マイレージを適宜確認し、それぞれの責任で適切に管理する。
	私的使用の自粛	• 公費による出張時に取得したマイレージの私的使用は自粛する。
	業務上の出張に使用	• 貯まったマイレージは経費削減の観点から業務上の出張に使用。